

2 空軍

(1) FAC6004 奥間レスト・センター (Okuma Rest Center)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：国頭村 (字^{へんとな}辺土名、字^{おくま}奥間、字^{とうばる}桃原、字^{かがんじ}鏡地)
- (イ) 面積：546千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
国頭村	60	0	65	421	546

- (ウ) 地主数：319人
- (エ) 年間賃借料：2億3百万円
- (オ) 主要建物及び工作物
 - 建物：医務室、食堂、宿舍、娯楽室、燃料補給所、ボート格納庫、倉庫ほか
 - 工作物：駐車及び駐機場、浄水槽、高架水槽、配電装置、運動場、テニスコート、防波堤、保安柵、上下水道、貯油槽、岸壁、護岸ほか
- (カ) 基地従業員：99人 (MLC 30人、IHA 69人)

イ 使用状況

- (ア) 米軍部隊名
 - 管理部隊名：第18航空団第18任務支援群司令部
 - 使用部隊名：各軍 (軍人・軍属・家族)
- (イ) 使用主目的及び使用条件 (5.15メモ等より)
 - 使用主目的：厚生施設及び管理事務所
 - 使用条件：
 - a 使用時間
 - 水域は、陸上施設の保安のため常時使用される。
 - b 制限の内容
 - 水域は、合衆国政府の排他的使用のため常時制限される。
- (ウ) 施設の現状及び任務

この施設は、空軍の管理下に米軍人、軍属及びその家族の福利厚生施設として使用されている。施設内には、レストハウス、海水浴場、ゴルフ場、キャンプ場、保養施設等があり、施設周囲の海辺は海水浴場、魚釣り場、ボート乗り場として使用されているほか、現在使用されていない軽飛行機用の滑走路がある。
- (エ) 共同使用の状況
 - a 地位協定第2条第4項 (a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	平6.3.10
 - b 地位協定第2条第4項 (b)：なし

(オ) 沿革

昭和22年8月1日	「奥間レスト・センター」として使用開始。
昭和47年5月15日	「奥間レスト・センター」として提供開始。
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、軽飛行機用滑走路部分の土地約100,000㎡の無条件返還を合意。
昭和51年9月9日	台風17号によって同施設の老朽化した防波堤が決壊し海水が進入、それが施設の排水と相まって、隣接農耕地へ流出し冠水、農作物に被害を与えた。
昭和52年9月30日	施設管理権が米陸軍から空軍へ移管。
昭和53年3月31日	浄水場用地等として、約12,250㎡（昭和52年5月5日返還のV.O.A施設の給水管用地部分）を追加提供。
昭和60年3月20日	住宅用地約600㎡を返還。
昭和61年4月3日	水道施設として、工作物（水道管）を追加提供。
昭和62年6月30日	村道施設用地約12,000㎡（主に浄水場用地）を返還。
昭和62年12月11日	汚水処理施設等として、工作物（給水管等）を追加提供。
平成3年5月31日	国道58号改良用地約60㎡を返還。
平成15年8月28日	防災施設として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成16年8月26日	隊舎として、建物約1,300㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成21年11月13日	防災施設として、工作物（門等）を追加提供。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

奥間レスト・センターの所在する国頭村には、ほかに北部訓練場が所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、23.0パーセントである。このほか、海上自衛隊の国頭受信所も存在するため、防衛施設の占める割合は、23.2パーセントになる。詳しくは、北部訓練場の項を参照。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

奥間レスト・センターに起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

エ 返還計画・跡利用計画

(ア) 返還計画

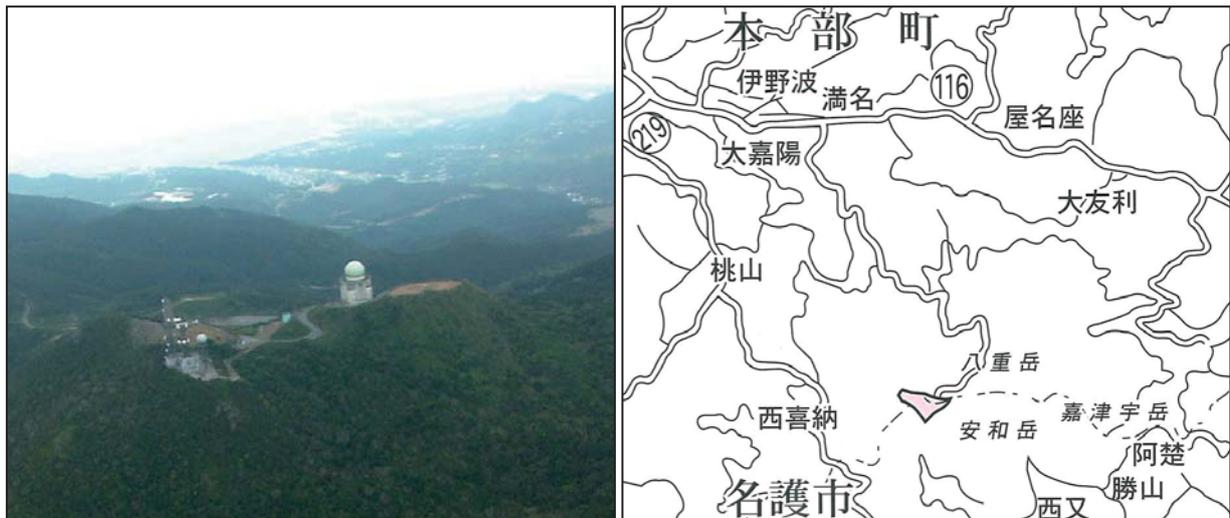
なし。

(イ) 跡利用計画

奥間レスト・センターの南側にあったV.O.A施設が復帰前に返還され、現在リゾート施設として利用されている。

国頭村は、昭和61年に軍転協を通して奥間レスト・センターの全面返還を要望した。平成3年10月には、跡地利用再開発基本構想を策定した。

(2) FAC6006 八重岳通信所 (Yaedake Communication Site)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：本部町（字大嘉陽、字辺名地）
 名護市（字勝山）

(イ) 面積：37km²

単位：km²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
本部町	—	—	12	—	12
名護市	—	—	25	—	25
合計	—	—	37	—	37

(ウ) 地主数：2人

(エ) 年間賃借料：4百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：通信室、修理工場、発電所、警衛所、倉庫、ポンプ室

○工作物：保安柵、水道施設、雨水溝、外灯、発電装置、冷房機、浄化槽、アンテナ、消火栓、ほか

(カ) 基地従業員：MLC 6人

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：第18航空団第18施設技術群第18施設技術中隊

○使用部隊名：第18施設技術中隊、米国陸軍第58信号大隊

(イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモ等より）

○使用主目的：通信所

○使用条件：

本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

(ウ) 施設の現状及び任務

この施設には、陸軍第58信号大隊と空軍第18施設技術中隊が運営するマイクロ・ウェーブ及び対流圏散乱・送受信機があり、これを通じて沖縄と日本本土を結ぶ重要な通信機能をもっている。また、第18航空団が運営するマイクロ・ウェーブがあり、これは航空機の戦闘訓練区域と連結している。

第58信号大隊は、司令部をキャンプ瑞慶覧のバクナー地区に置き、1992年10月16日付けで、従来の「米陸軍第1140信号大隊」から、現在の名称に変更された。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千m ²	昭47.5.15
○海上自衛隊	マイクロ回線中継所用地	1千m ²	平5.11.4
計 2人	2件	1千m ²	

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

昭和25年	「八重岳通信所」として使用開始。
昭和47年5月15日	「八重岳通信所」として提供開始。
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部（名護市部分約50,000m ² ）の移設条件付返還を合意。
昭和51年7月8日	第16回日米安全保障協議委員会で、一部（南側部分）の移設条件付返還を合意。
昭和52年2月28日	施設管理権が陸軍から空軍に移管。
昭和53年3月31日	不要水道管用地約8,000m ² を返還。
平成2年6月19日	日米合同委員会は、施設の一部用地（第16回安保協事案に北側部分を加えたもの）について、返還に向けて調整・手続きを進めることを確認。
平成5年2月18日	日米合同委員会は、面積約198,000m ² （第16回安保協事案に北側部分を加えたもの）を特定して、移設条件付き返還に合意。
平成5年11月4日	マイクロ回線中継所用地として、海上自衛隊が共同使用を開始。
平成6年9月30日	土地約192,000m ² （第16回安保協事案に北側部分を加えたもの）を返還。
平成7年6月1日	電力線路として、工作物（電力線路）を追加提供。
平成8年7月26日	倉庫として、建物約30m ² と工作物（門等）を追加提供。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

八重岳通信所の所在する名護市の面積は210.37平方キロメートル、平成22年10月1日現在の人口は60,231人である。名護市には、八重岳通信所のほかキャンプ・シュワブと辺野古弾薬庫、キャンプ・ハンセンが所在し、市面積に占める米軍基地の割合は、11.1パーセントとなっている。

本部町の面積は54.33平方キロメートル、平成22年10月1日現在の人口は13,870人である。本部町には、このほか海上自衛隊本部送信所があり、米軍・自衛隊施設の町面積に占める割合は、0.2パーセントである。

本部町は、八重岳周辺を「桜の森公園」と位置付け、海洋博公園との有機的な連携を図り、観光振興を推進している。また、自然環境保全の面から本部町森林保全計画を作成し、整備を進めている。通信施設であることから、演習等を行われていない。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

八重岳通信所に起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

エ 返還計画・跡利用計画

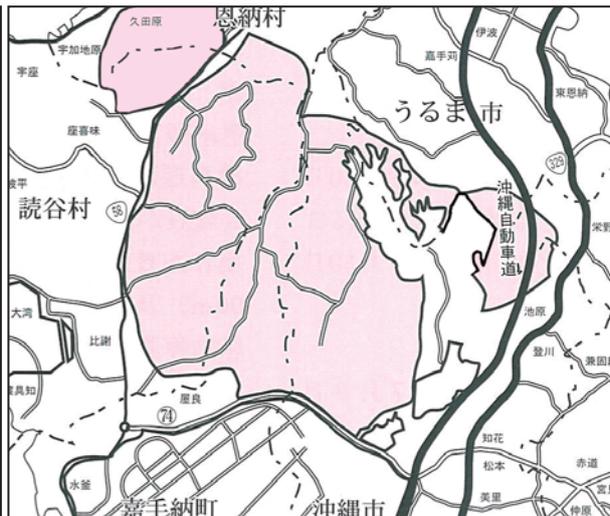
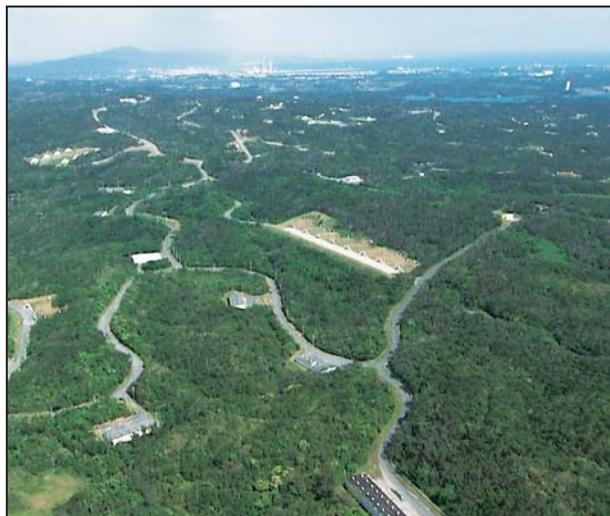
(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡利用計画

八重岳通信所の進入路沿いは桜の名所となっており、本部町は、平成3年8月に、八重岳返還軍用地跡地利用計画を策定した。

(3) FAC6022 嘉手納弾薬庫地区(Kadena Ammunition Storage Area)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：恩納村（字真栄田、字山田、字塩屋、字宇加地）
 うるま市（字栄野比、石川山城、石川楚南）
 読谷村（字喜名、字座喜味、字長浜、字長田、字親志、字牧原、字大湾、字伊良皆、字比謝）
 嘉手納町（字久得）
 沖縄市（字白川、字御殿敷、字倉敷、字知花、字大工廻、字宇久田）

(イ) 面積：26,585千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
恩納村	35	—	2,100	409	2,543
うるま市	31	—	1,010	836	1,877
読谷村	663	9	3,198	6,786	10,656
嘉手納町	107	—	1,518	1,854	3,479
沖縄市	281	5	4,254	3,489	8,029
合計	1,117	14	12,079	13,374	26,585

(ウ) 地主数：3,985人

(エ) 年間賃借料：106億4千3百万円

(オ) 主要建物及び工作物

- 建物：司令部、管理事務所、家族住宅、検査室、弾薬補修工場、弾薬貯蔵庫、哨舎、発電所、ポンプ室、浴室、消防署、ボイラー室、用具保管庫、犬舎、クラブハウス、ほか
- 工作物：上下水道、保安柵、駐車場、野積場、雨水排水溝、電力線路、中央監視装置、照明装置、消火設備、警報装置、避難場、配電装置、給油所、調整池、浄化設備、貯水槽、貯油槽、橋、運動施設、ゴルフ場ほか

(カ) 基地従業員：282人（MLC 242人、IHA 40人）

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

- 管理部隊名：第18航空団第18任務支援群司令部（空軍地区）、在沖海兵隊キャンプパトラー基地司令部（海兵隊地区）
- 使用部隊名：第18航空団第18整備群第18弾薬中隊・第18整備中隊、米軍運輸管理部隊（陸軍）、米国防軍第505燃料補給大隊、海軍兵器部、

(イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモ等より）

- 使用主目的：弾薬庫

○使用条件：

a 1 回当たり50ポンドを超えない弾薬及び爆発物の処理が、共同爆発物処理場として指定された区域において行われる。

b 制限の内容

本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

(ウ) 施設の現状及び任務

この施設は、嘉手納飛行場に隣接する広大な森林地帯に位置し、弾薬庫と支援施設がある。

空軍が管理し、四軍全部の任務を支援している。主要部隊は第18航空団第18整備群の第18弾薬中隊で、太平洋地域に展開する米軍が使用する通常弾薬の貯蔵、整備を行っている。

昭和61年には、同施設の南東部分に、牧港住宅地区の代替施設として運動場のある住宅地区が建設された。

最近は、発煙装置やGBS（グラウンド・バースト・シュミレーター）を使用した基地修復訓練が、シルバー・フラッグ・サイトと呼ばれる訓練施設で盛んに実施されている。平成16年12月、同訓練により発生した煙が近隣の民間地域に流れ、嘉手納高校で授業の中断や、生徒が目やのどに異常を訴えるなどの影響が出ている。

平成23年9月の敬老の日に無通告で弾薬処理が実施され、大きな爆発音が広範囲に響き、地域住民に不安を与えた。

また、同施設内には、沖縄県の管理する農道、県道26号線（使用面積約500㎡、使用開始昭47.5.15）があるが、これについては、日米合同委員会における共同使用の承認手続きを経ていないため、地位協定第3条に基づく現地米軍の管理権により使用が認められていると理解されている。

同施設には、上記道路のほかに、保安林、企業局の管理する倉敷ダムなど県の財産が提供されており、平成2年6月19日、日米合同委員会で、キャンプ瑞慶覧内にあった泡瀬ゴルフ場の機能を旧東恩納弾薬庫地区に移設することを条件に、旧東恩納弾薬庫地区の残余の部分の返還に向けて所要の手続きをとることが確認された。その後、平成8年3月28日の日米合同委員会で約110ヘクタールの返還が合意された。平成18年10月31日、沖縄市側の土地（約58.4ヘクタール）が返還され、覆道式射撃場及び訓練用地として、自衛隊が継続使用している。

泡瀬ゴルフ場の代替施設は、平成21年12月に移設工事が完了し、平成22年3月に営業が開始されている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項（a）：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日	
○沖縄県企業局	水道施設用地	1千㎡	昭47.5.15	
	導水管用地	5千㎡	昭55.10.9	
	導水管用地	9千㎡	昭56.9.24	
	導水管用地	5千㎡	昭60.9.5	
	導水管及び送水管用地	5千㎡	昭60.9.5	
	導水管用地	1千㎡	平4.5.14	
	導水管用地	1千㎡	平5.1.1	
	調整タンク用地	6千㎡	平5.6.1	
	○沖縄電力株式会社	電力施設用地	143千㎡	昭47.5.15
		変電所用地	4千㎡	昭49.5.23
開閉所用地		13千㎡	平5.7.1	
○沖縄市	墓地及び駐車場用地	34千㎡	昭50.12.10	
	給水管用地	0千㎡	昭51.12.16	
	道路用地	14千㎡	昭58.4.1	
	畜産施設用地	60千㎡	昭61.11.20	
	霊園墓地用地	9千㎡	平2.3.1	
	下水道管設置用地	1千㎡	平8.9.27	
	原料混合施設等用地	4千㎡	平14.7.9	
○陸・海・空自衛隊	火薬類貯蔵庫施設用地	56千㎡	平15.11.6	
○陸上自衛隊	汚水管用地	0千㎡	昭56.8.27	
	水道、電力線路	0千㎡	平17.3.22	
○沖縄県	不発弾一時保管庫用地	4千㎡	昭58.3.10	
○嘉手納町	酪農施設等用地	10千㎡	昭62.4.1	

第8章 基地の概要

○うるま市	上下水道用地	0千㎡	昭63.10.25
○個人	墓地用地	0千㎡	平3.6.6
	墓地用地	0千㎡	平4.4.1
○倉浜衛生施設組合	一般廃棄物最終処分場等	69千㎡	平7.6.1
○国土交通省	ダム用地	1千㎡	平8.2.7
	ダム用地	1千㎡	平8.4.1
計 11人	29件	459千㎡	

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

昭和20年	米軍の占領と同時に使用開始。当初は、嘉手納弾薬庫、比謝川サイト、波平弾薬庫が建設され、その後読谷合同廃弾処理場、陸軍サービス弾薬庫、知花弾薬庫、嘉手納タカン弾薬庫、嘉手納ボルタック弾薬庫及び東恩納弾薬庫を建設。
昭和46年6月30日	沖縄返還協定了解覚書C表により、東恩納弾薬庫の一部約947,000㎡を返還。
昭和47年5月15日	9施設が統合され、「嘉手納弾薬庫地区」として提供開始。
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部の無条件（嘉手納久得、約62,000㎡）及び移設条件付（国道58号西側部分、国道58号東側沿線及び旧東恩納弾薬庫地区、約9.6km ² ）返還を合意。
昭和51年7月8日	第16回日米安全保障協議委員会で、一部の移設条件付（南西隅部分、約400,000㎡）返還を合意。
昭和51年8月31日	南部弾薬庫及び那覇空軍・海軍補助施設の瀬長島所在海軍弾薬庫を移設。
昭和51年11月30日	第15回日米安保協合意用地約62,000㎡（嘉手納町久得）を返還。
昭和52年1月27日	保安柵として、工作物（囲障）を追加提供。
昭和52年3月10日	弾薬庫施設として、建物約1,500㎡を追加提供。
昭和52年4月30日	暫定法適用の土地約500㎡を返還。
昭和52年5月14日	暫定法適用の土地約58,000㎡（沖縄市知花、読谷村比謝）を返還（読谷村については、第15回日米安保協合意の実施）。
昭和52年9月30日	第15回日米安保協合意用地約125,000㎡（読谷村親志、恩納村山田）を返還。
昭和52年11月30日	約32,000㎡（沖縄市知花）が返還され、自衛隊が使用。
昭和53年1月1日	読谷補助飛行場の一部返還に伴う代替施設として、犬舎等建物486㎡と工作物（境界柵）を追加提供。
昭和53年3月31日	第15回日米安保協合意用地約1,578,000㎡（読谷村座喜味、国道58号東側沿線）を返還。
昭和53年10月1日	施設管理権が陸軍から空軍へ移管。
昭和53年10月19日	貯蔵施設として、建物約370㎡と工作物（舗床、擁壁等）を追加提供。
昭和54年3月22日	事務所等として、建物約490㎡と工作物（給排水施設、囲障等）を追加提供。
昭和55年12月15日	暫定法適用の土地約14,400㎡（沖縄市知花）を返還。
昭和56年12月3日	下水道として、工作物（下水管）を追加提供。
昭和57年5月15日	暫定法適用の土地約20,000㎡（沖縄市知花）を返還。
昭和58年3月31日	瑞慶山ダム用地約452,000㎡（沖縄市、具志川市）を返還。
昭和58年8月11日	石油検査施設として、建物約650㎡を追加提供。
昭和61年4月2日	陸上自衛隊白川分屯地との等積交換用地として、約400㎡（沖縄市）を返還。
昭和61年4月3日	住宅用地として、土地約400㎡（沖縄市、上記土地の代替）を追加提供。
昭和61年10月31日	保安柵として、工作物（囲障）を追加提供。
昭和62年2月5日	家族住宅等として、建物約29,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和62年8月31日	沖縄自動車道用地約78,100㎡を返還。
昭和62年9月18日	道路用地として、土地約210㎡（石川市）を追加提供。
昭和62年12月11日	家族住宅として、建物約4,200㎡と工作物（下水等）を追加提供。
昭和63年12月31日	福祉工場（ランドリー）用地約8,750㎡（恩納村、国道58号西側）を返還。
平成元年2月8日	倉庫として、建物約3,900㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成元年3月23日	監視室等として、建物約20㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成元年6月1日	機械室等として、建物約260㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成2年6月19日	日米合同委員会は、一部用地について、返還に向けて調整・手続きを進めることを確認。
平成4年3月31日	土地約72㎡を返還。
平成4年5月14日	第15回日米安保協合意用地約1,928㎡（国道58号、旧東恩納弾薬庫地区）を返還。

平成5年9月27日	保安柵として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成6年6月2日	工場等として、建物約3,200㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成7年10月3日	弾薬庫用地として、土地約2,600㎡を追加提供。
平成7年10月31日	道路用地約3,200㎡（沖縄市）を返還。
平成7年11月1日	弾薬庫用地として、土地約2,600㎡を追加提供。
平成7年12月31日	瑞慶山ダム用地約753,000㎡を返還。
平成8年7月26日	給油施設等として、工作物（給油施設等）を追加提供。
平成9年3月27日	倉庫として、建物約8,400㎡と工作物（照明装置等）を追加提供。
平成11年3月25日	嘉手納バイパス用地約769,000㎡を返還。
平成11年7月15日	諸標として、工作物（諸標）を追加提供。
平成11年12月31日	福祉工場施設（クリーニング工場）増設用地約2,900㎡（恩納村側）を返還。
平成12年2月29日	石川バイパス用地約19,700㎡を返還。
平成12年10月31日	諸標として、工作物（諸標）を追加提供。
平成14年2月7日	境界柵として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成14年12月12日	揚水ポンプ室等として、建物約80㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成15年7月8日	橋梁等として、工作物（橋梁等）を追加提供。
平成15年8月28日	弾薬庫として、建物等約930㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成15年12月31日	県道74号線拡幅用地7,154㎡を返還。
平成16年11月1日	ごみ焼却施設及び搬入道路用地約90,000㎡を返還。
平成17年11月10日	送油施設等として、工作物（送油管、舗床）を追加提供。
平成18年5月31日	土地約24,000㎡を返還。
平成18年10月31日	自衛隊の覆道式射撃場及び訓練用地約584,000㎡を返還。
平成19年3月29日	境界標等として、工作物（境界標、保安壁等）を追加提供。
平成19年4月26日	通信線路として、工作物（通信線路）を追加提供。
平成21年2月24日	境界柵を追加提供。
平成21年9月29日	送油管等を追加提供。
平成22年2月26日	ゴルフ場施設として、建物約2,600㎡を追加提供。
平成22年7月6日	工場等として、建物約910㎡を追加提供。

ウ 周辺状況等

（ア）地域との関わり

うるま市には、嘉手納弾薬庫地区の他に天願棧橋、キャンプ・コートニー、キャンプ・マクトリアスなどの米軍基地と、海上自衛隊沖縄基地隊具志川送信所等が所在する。詳しくはホワイト・ビーチ地区の項を参照。

嘉手納町には、嘉手納弾薬庫地区の他に嘉手納飛行場、陸軍貯油施設があり、町面積に占める米軍基地の割合は82.5パーセントにのぼる。詳しくは嘉手納飛行場の項を参照。

沖縄市には、嘉手納弾薬庫地区の他に、キャンプ・シールズ、嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧、泡瀬通信施設、陸軍貯油施設があり、市面積に占める米軍基地の割合は34.5%である。このほか、陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場と陸上自衛隊沖縄訓練場もあるため、防衛施設の占める割合は、35.9パーセントになる。詳しくは嘉手納飛行場の項を参照。

恩納村については、詳しくはキャンプ・ハンセンの項を参照。

読谷村については、詳しくはトリイ通信施設の項を参照。

（イ）施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

嘉手納弾薬庫地区に起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

エ 返還計画・跡利用計画

（ア）返還計画

平成8年3月28日、一部土地（旧東恩納弾薬庫地区）約110ヘクタールを、平成15年を目途として返還することが、日米合同委員会で合意されている。

このうち、約58ヘクタールは、自衛隊の覆道式射撃場及び訓練用地として平成18年10月31日に返還されているが、残りの約52ヘクタールについては、平成24年12月末現在、返還時期は未定である。

（イ）跡利用計画

これまで返還された土地は、ゴミ処理場、ダム用地、道路用地等に利用されている。その他、民間レベルでは、やちむんの里、沖ハム工場、アロハゴルフ場などに利用されている。

a 沖縄市

沖縄市の北部地域は、沖縄本島北部と中南部の地質・植生を分ける境界部にあることから、貴重な動植物が数多く生息する緑豊かな森となっている。一方で、同地域の活性化や、農業と交流を結びつけた振興策が必要となり同地域の特長である自然環境との共生・調和を図りながら、農業と製造業、観光業等との連携による、魅力あるアグリビジネスを展開する「沖縄市アグリビジネス構想計画（平成11年3月）」が策定された。その後、社会的・経済的变化、地域情勢の変化を踏まえ、更なる地域活性化に向けて「農地」と「都市」との交流、健康づくり、学習等の拠点として多面的に生かしつつ農商工、産官学が連携した多様なビジネスチャンスを広げるため、新たに平成20年9月に構想の理念を「みどり育む森に生きるアグリビジネスランド」とする「沖縄市新アグリビジネス計画」を策定し、取り組んでいる。

また、老朽化により処理能力が低下した倉浜衛生施設組合（沖縄市、宜野湾市、北谷町）の新炉建設のため、平成17年3月に約9haの土地が返還され、その後平成20年3月に造成工事が完了、同年8月から施設建設工事に着手し、平成22年4月から稼働している。

b 読谷村

読谷村が、国道嘉手納バイパスの建設を促進するため、昭和62年に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通して返還要望した国道58号西側部分の一部（6,500㎡）については、平成11年3月25日に返還が実現した。また、同村が都市計画道路久得・牧原線及び屋良・虎地原線整備事業のため、平成2年に同協議会を通して要望した施設南西隅（100,000㎡）についても、平成11年3月25日に返還が実現し、平成18年4月に供用が開始されている。

(4) FAC6037 嘉手納飛行場 (Kadena Air Base)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：嘉手納町（字水釜、字兼久、字嘉手納、字屋良、字野国、字国直、字東、字野里）
 沖縄市（字諸見里、字山内、字森根、字白川、字御殿敷、字字久田、字大工廻、
 字嘉良川、字上地、字美里）
 北谷町（字伊平、字浜川、字上勢頭、字下勢頭、字砂辺）
 那覇市（字宮城）

(イ) 面積：19,855千 m^2

単位：千 m^2

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
嘉手納町	966	34	296	7,494	8,790
沖縄市	404	2	21	6,999	7,425
北谷町	157	6	17	3,455	3,635
那覇市	0	—	—	5	5
合計	1,527	42	334	17,953	19,855

(ウ) 地主数：10,394人

(エ) 年間賃借料：264億9千8百万円

(オ) 主要建物及び工作物

- 建物：管理事務所、小学校、中学校、高校、食堂、大隊作戦室、家族住宅、休憩室、格納庫、器材支給所、バス停留所、弾薬庫、変電所、倉庫、体育館、教会、銀行、郵便局、PX、保育所、カミサラー、図書館、隊舎、病院、工場、司令部、消防署、青少年センター、兵員集会所、ボーリング場、教育施設、劇場、消音装置棟、電子機器整備事務所、ほか
- 工作物：滑走路（3,689×91m、3,689m×61m）、誘導路、駐機場、下水浄化槽、遮音壁、燃料消火装置、保安柵、貯水槽、貯油槽、給油設備、受変電設備、洗機場、プール、球技場、ほか

(カ) 基地従業員：2,792人（MLC 1,701人、IHA 1,091人）

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

- 管理部隊名：第18航空団
- 使用部隊名：第18運用群、第18任務支援群、第18整備群、第18医療群、第18施設群、在沖米海軍艦隊活動司令部、第7艦隊哨戒飛行隊、等

(イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモ等より）

- 使用主目的：飛行場
- 使用条件：

a 使用時間

第 1 及び第 2 水域は、常時使用される。

b 用途

(a) 第 1 水域は、陸上施設の保安のため使用される。

(b) 第 2 水域は、クリアランス・ゾーン及び小型船舶の泊地として使用される。

c 制限の内容

水域内において、日本国政府は、嘉手納飛行場を使用する航空機に危険を及ぼす又は小型船舶の泊地への出入を妨げる建築その他の活動を許可しない。合衆国政府は、本水域内の漁業及び海産物の採取を制限しない。

(ウ) 施設の現状及び任務

本島中部の嘉手納町、北谷町、沖縄市にまたがるこの施設は、約300メートルのオーバーランをもつA、B 2本の滑走路（A=3,689m×91m、B=3,689m×61m）を有し、極東で最大かつ最も活発な米空軍基地である。この施設は太平洋空軍第5空軍（横田基地）隷下の第18航空団のホームベースとなっており、他のテナント部隊の役割と併せて、防空、反撃、空輸、支援、偵察、機体整備等の総合的な運用がなされている。

第18航空団の主力は第18運用群であり、この部隊は、F-15Cイーグル戦闘機をそれぞれ24機有する2個（第44、第67）の戦闘中隊、E-3Bセントリー機を有する空中管制中隊、KC-135R機を有する空中給油中隊等からなる。

この施設は、北西側の飛行場地区と南東側の居住地区からなり、飛行場地区の滑走路の南東には、空軍の駐機場（F-15Cイーグル戦闘機、HH-60ヘリコプター、HC-130救難機等）がある。

滑走路の北西、嘉手納町屋良側は空軍の大型機や海軍航空施設地域となっており、KC-135R空中給油機やP-3Cオライオン対潜哨戒機等の駐機場やエンジンテスト場があり、E-3B空中早期警戒管制機もこの地域に駐留している。

なお、SACOで合意されたMC-130航空機の運用の移転については、平成8月12月、従来の海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転している。また、海軍航空機の運用の移転については、平成15年8月1日、沖縄市が海軍航空機の運用及び支援施設の移転受入を表明し、平成17年6月30日の日米合同委員会において、現有洗機施設を同飛行場内の空軍大型機駐機場（L-11）地区へ移転・整備することが合意され、平成19年1月25日の日米合同委員会において、洗機施設の移転に係る建設工事の実施が合意された。

そのほか、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会（「2+2」）で合意された「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、米軍のパトリオット・ミサイル（PAC-3）が配備され、同年12月末にはその一部運用が開始された。

<嘉手納飛行場における常駐機種>

F-15Cイーグル	戦闘機	約 48機
KC-135Rストラトタンカー	空中給油機	約 15機
RC-135	電子偵察機	約 1～2機
E-3Bセントリー	空中早期警戒管制機	約 2機
C-130ハーキュリーズ	輸送機	約 1機
MC130HコンバットタロンII		
/MC-130Pコンバットシャドウ	特殊作戦機	約 10機
HH-60ペイブ・ホーク	救難機（ヘリ）	約 9機
C-12ビーチクラフト	輸送機	約 2機
P-3Cオライオン	対潜哨戒機	約 8機

居住地区には、航空団司令部、兵舎、通信施設、家族住宅、診療所があるほか、銀行、郵便局、小・中・高校、幼稚園、図書館、野球場、ゴルフ場、体育館、映画館、スーパーマーケット等、多種の米軍向支援施設がある。国道58号西側の嘉手納マリーナ地区は、米軍人等の福利厚生施設となっている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項（a）：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	54千㎡	昭47. 5. 15
○沖縄県	下水道施設用地	1千㎡	昭47. 5. 15
	道路用地	2千㎡	昭48. 1. 5
○沖縄県企業局	水道施設用地	20千㎡	昭47. 5. 15

	井戸用地	0千㎡	昭58. 7. 14
	導水管及び送水管等用地	13千㎡	昭60. 9. 5
	導水管等用地	4千㎡	昭63. 4. 1
	水道施設用地	2千㎡	平12. 9. 21
	導水管空気弁等用地	7千㎡	平17. 4. 1
○嘉手納町	公共駐車場等用地	8千㎡	昭55. 11. 6
	墓地公園用地	30千㎡	昭57. 5. 6
	公共駐車場及び道路用地	11千㎡	昭57. 10. 1
	酪農施設等用地	23千㎡	昭62. 4. 1
	道路用地	1千㎡	平5. 6. 3
	駐車場用地	1千㎡	平12. 9. 21
	墓地霊園及び駐車場用地	6千㎡	平13. 6. 28
	墓地公園用地	1千㎡	平14. 2. 7
○那覇防衛施設局	騒音測定装置設置用地	0千㎡	昭60. 6. 27
○比謝川行政事務組合	ごみ焼却処理施設用地	7千㎡	平7. 6. 1
○国土交通省	遠隔対空通信施設	1千㎡	平21. 4. 1
計 7人	20件	192千㎡	

(b) 地位協定第2条第4項(b)：米軍による一時使用

○航空自衛隊那覇基地与座分屯基地

提供目的：管制施設
提供面積：建物26㎡
提供年月日：昭和62年2月5日
使用期間：1 航空自衛隊那覇基地の施設が使用できない場合一時的に代替として使用する間
2 年約4回、1回約3日ないし15日

○航空自衛隊那覇基地

提供目的：管制施設
提供面積：建物30㎡
提供年月日：昭和63年9月22日
使用期間：合衆国航空機の飛行運用中

○国土交通省大阪航空局那覇空港事務所

提供目的：事務室
提供面積：建物70㎡
提供年月日：平成22年3月30日

(オ) 沿革

昭和18年9月	旧日本陸軍航空本部が建設工事を開始。
昭和19年9月	旧日本陸軍が中飛行場として使用開始。
昭和20年	嘉手納飛行場、キャンプ・サンソネ及び陸軍住宅地区が使用開始。
昭和20年4月	米軍の占領後、整備拡張。
昭和20年6月	全長2,250mの滑走路が完成し、B-29等大型爆撃機の主力基地として使用。
昭和30年3月1日	沖縄駐留の空軍部隊を統轄する第20空軍が廃止され第313航空師団が第5空軍指揮下の部隊として編成。
昭和32年12月5日	A滑走路(北側)を拡張。
昭和40年7月28日	台風避難のためB-52戦略爆撃機初飛来。
昭和42年5月	全長3,250mの滑走路2本が完成。
昭和42年10月5日	B滑走路(南側)を拡張。
昭和43年2月5日	台風避難のためB-52部隊が移駐。
昭和45年10月6日	B-52部隊が撤退。
昭和47年5月15日	「嘉手納飛行場」、「キャンプ・サンソネ(陸軍特殊部隊使用)」、「陸軍住宅地区」が統合され、「嘉手納飛行場」として提供開始。
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部(ロータリー沿いその他、約114,000㎡)の返還を合意。
昭和49年10月	米軍がF-4ファントム用消音装置を設置。
昭和50年4月4日	隊舎等として、建物約48,000㎡と工作物(駐機場、その他)を追加提供。
昭和50年5月	P-3C対潜哨戒機移駐のための代替施設が完成し同機が那覇海軍航空施設から

	移駐。これに伴い、在沖米海軍艦隊活動司令部も移駐。
昭和51年8月	牧港住宅地区の空軍関係住宅200戸分の移設工事完了。
昭和51年11月30日	第15回日米安保協合意用地約106,000㎡（嘉手納町屋良付近）を返還。
昭和52年1月27日	飛行場関係施設として、土地約600㎡、建物約22,500㎡と工作物（通信ケーブル、 囲障等）を追加提供。
昭和52年3月10日	住宅施設及び給排水施設として、建物約27,000㎡（給排水施設等）と工作物を追 加提供。
昭和52年5月5日	AV-8Aハリアー戦闘機が山口県岩国飛行場から移駐。
昭和52年7月	F-4ファントム用消音装置を増設。
昭和52年12月15日	宿舎用地及び事務所等として、土地約55,000㎡、建物約1,200㎡と工作物（給排水 施設等）を追加提供。
昭和53年3月31日	電話交換所等として、建物約14,400㎡と工作物（舗床、発電装置等）を追加提供。
昭和53年6月1日	機構の再編成により戦術戦闘中隊を主とした第18戦術戦闘群を新設。
昭和53年10月19日	住宅として、建物約18,700㎡と工作物（給排水施設等）を追加提供。
昭和54年3月22日	住宅等として、建物約23,200㎡（140戸）と工作物（給排水施設、囲障等）を追 加提供。
昭和54年9月26日	F-15イーグル戦闘機配備開始（S56.3.27：配備完了）。
昭和55年5月23日	E-3A空中早期警戒管制機を配備。
昭和56年2月13日	航空機運用の支援施設として、建物26㎡（航空自衛隊那覇基地与座分屯基地の一 部）を追加提供（2年間、2-4-(b)提供）。
昭和56年3月26日	隊舎等として、建物21,572㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和56年12月3日	下水道として、工作物（下水道管）を追加提供。
昭和57年2月28日	地主会館等用地約600㎡を返還。
昭和57年5月6日	牧港住宅地区からの移設施設（住宅等）として、建物約60,000㎡を追加提供。
昭和57年5月14日	暫定法適用の土地約200㎡を返還。
昭和57年5月31日	防衛施設周辺整備協会用地等約400㎡を返還。
昭和57年8月12日	牧港住宅地区からの移設施設（住宅等）として、建物約35,000㎡と工作物（囲障 等）を追加提供。
昭和58年3月1日	管制施設として、建物26㎡（航空自衛隊那覇基地与座分屯基地の一部）を追加提 供（3年間、2-4-(b)提供）。
昭和58年3月31日	嘉手納町役場及び嘉手納警察署用地約9,000㎡を返還。
〃	県道23号線用地約76,000㎡を返還。
昭和58年5月19日	一部約31,000㎡（東シナ海側）を陸軍貯油施設に統合し、那覇空軍・海軍補助施 設の一部約3,700㎡を嘉手納飛行場に統合。
昭和59年1月10日	不要下水道用地約9,000㎡を返還。
昭和59年3月22日	事務所として、建物約100㎡（航空自衛隊那覇基地内）を追加提供。
昭和59年6月5日	法務局嘉手納出張所等用地約1,000㎡を返還。
昭和59年8月28日	航空郵便取扱所として、土地約1,370㎡と建物約930㎡（一部は航空自衛隊那覇基 地内に所在）を追加提供。
昭和59年10月5日	住宅等として、建物約20,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和59年11月29日	消音施設として、建物約3,500㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和60年2月8日	住宅等として、建物約23,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和60年7月12日	住宅等として、建物約30,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和60年9月30日	バス停車帯用地約20㎡を返還。
昭和61年1月28日	航空自衛隊那覇基地与座分屯基地内の一部用地（2-4-(b)提供）約30㎡を 返還。
昭和61年1月31日	県道23号線用地約15,000㎡を返還。
〃	不要POL敷用地約79,000㎡を返還。
昭和61年4月3日	航空機掩体として、建物約5,500㎡と工作物（消火装置等）を追加提供。
昭和61年6月30日	県道23号線用地約25,000㎡（沖縄市側）を返還。
昭和61年7月11日	隊舎として、建物約5,700㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
〃	住宅等として、建物約32,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和61年10月2日	住宅として、建物約27,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和61年11月25日	変圧器処分場に保管されていた変圧器からPCBが漏出し、土壌を汚染。変圧器 は米国に返送され、汚染土壌の掘削は平成4年に完了。

昭和62年2月5日	管理棟等として、建物約3,300㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
〃	管制施設として、建物約30㎡（航空自衛隊那覇基地与座分屯基地の一部）を共同使用（2-4-(b)提供）。
昭和62年8月31日	沖縄自動車道用地約237,000㎡を返還。
昭和62年9月30日	県道74号線拡幅用地約4,000㎡を返還。
昭和62年10月	基地内大学への県民の就学受入れ開始。
昭和62年12月11日	家族住宅として、建物約35,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和63年3月10日	家族住宅として、建物約3,300㎡と工作物（下水等）を追加提供。
昭和63年3月31日	果樹園用地約4,400㎡を返還。
昭和63年4月21日	事務室として、建物約60㎡（航空自衛隊那覇基地内）を追加提供。
昭和63年7月14日	消火施設として、建物約30㎡と工作物（消火装置等）を追加提供。
昭和63年9月22日	管制施設等として、建物約30㎡（航空自衛隊那覇基地基地内）を追加提供（2-4-(b)提供）。
平成元年3月23日	家族住宅等として、建物約18,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成元年6月30日	不要污水管用地約210㎡を返還。
平成元年8月18日	倉庫等として、建物約750㎡と工作物（水道等）を追加提供。
〃	日米合同委員会は、那覇空港の滑走路の改修工事期間中、海上自衛隊及び航空自衛隊が航空機の離着陸場等として共同使用することを合意。
〃	航空自衛隊那覇基地与座分屯基地の使用期間を、「必要の都度」から「航空自衛隊那覇基地の施設が使用できない場合、一時的に代替として使用する間、年間約4回、1回あたり3日ないし15日」に変更。
平成元年9月30日	航空自衛隊那覇基地内の不要事務所約100㎡を返還。
平成元年10月26日	倉庫等として、建物約870㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成2年1月21日	第9戦略偵察航空団第1分遣隊が、SR-71戦略偵察機とともに米本国へ移駐。
平成2年2月6日	管理棟等として、建物約1,300㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成2年6月19日	日米合同委員会において、一部の土地（施設南側の一部）について、返還に向けて所要の調整・手続きを進めることを確認（いわゆる23事案のひとつ）。
平成2年11月27日	アンダーセン基地所属の第43戦略航空団の解体に伴い、KC-135が交代で一時移駐。
平成3年2月28日	住宅等として、建物約9,900㎡と工作物（貯水槽等）を追加提供。
平成3年6月末	ピナツボ火山の噴火に伴い、フィリピンのクラーク基地から、第353特殊作戦航空団の兵員581名とC-130輸送機4機が一時的に移駐。うち兵員85名とMC-53ヘリコプター4機は、普天間飛行場に一時的に移駐。同時期に、軍事空輸航空団のC-141輸送機による嘉手納飛行場通過任務が増大した。
平成3年9月12日	学校施設等として、建物約8,200㎡と工作物（下水道）を追加提供。
平成3年10月1日	第313航空師団と第376戦略航空団が解団し、第313航空師団の下にあった第18戦術戦闘機航空団が新組織第18航空団に統合。
平成4年5月14日	隊舎等として、建物約15,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成4年9月30日	嘉手納消防庁舎用地約880㎡を返還。
平成4年12月15日	嘉手納基地再編統合によりF-15戦闘機18機が撤退。
平成5年9月24日	フィリピンのクラーク基地から一時移駐していた第353特殊作戦航空群が、規模を縮小（航空軍）して配属。
平成5年9月27日	格納庫等として、建物約11,000㎡を追加提供。
平成6年2月10日	隊舎等として、建物約19,000㎡を追加提供。
平成6年6月2日	倉庫として、建物約1,300㎡を追加提供。
平成6年6月14日	嘉手納基地の第33空中救難中隊に新型のHH-60型救難ヘリコプターが配備（HH-3は本国撤退）。
平成7年2月28日	航空自衛隊那覇基地内の航空郵便取扱所の建物約60㎡と工作物（門等）を返還。
平成7年3月29日	管理棟等として、建物約2,500㎡（航空郵便取扱所は航空自衛隊那覇基地内）を追加提供。
平成7年3月31日	那覇基地内のP-3C駐機場用地約1,340㎡を返還。
平成7年4月1日	航空郵便取扱所用地として、航空自衛隊那覇基地内に土地約1,330㎡を追加提供。
平成7年7月4日	倉庫等として、建物約5,000㎡と工作物を追加提供。
平成7年9月30日	県企業局合流弁室用地約1,120㎡を返還。
平成7年10月1日	横田基地の滑走路補修工事に伴い、同基地所属のC-130輸送機などの航空機が、

	嘉手納飛行場に一時移駐。
平成8年1月31日	一部の土地（施設南側の一部：約21,000㎡）を返還（当該返還部分は、平成2年6月19日の日米合同委員会において、返還に向けて所要の調整・手続きを進めることが確認された、いわゆる23事案のうちの一つ）。
平成8年3月12日	通信ケーブルとして、工作物を追加提供。
平成8年3月28日	日米合同委員会において、嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置を合意。
平成8年6月21日	インドネシアの航空ショーに向かう途中の米空軍のB-1戦略爆撃機が、故障のため嘉手納飛行場に着陸（7月3日に飛び立つ）。
平成8年7月2日	管理棟等として、建物約6,600㎡と工作物を追加提供。
平成8年7月26日	倉庫等として、建物約2,400㎡と工作物を追加提供。
平成8年10月1日	横田基地の滑走路補修工事に伴い、同基地所属のC-130輸送機などの航空機が嘉手納飛行場へ一時移駐。
平成8年12月2日	SACO最終報告で、次のように合意。 「嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転する。これらの措置の実施スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場における追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定される。嘉手納飛行場におけるMC-130航空機を平成8年12月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。平成9年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を建設する。」
平成8年12月16日	海軍駐機場に配置されていたMC-130特殊作戦機10機が、約2,500m離れた滑走路北西側に移動（SACO合意事案の実施）。
平成9年3月27日	隊舎等として、建物約21,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成9年6月19日	囲障等として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成10年5月18日	保安施設として、工作物（門等）を追加提供。
平成10年7月8日	管理棟として、建物約1,300㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成11年3月25日	電話線路として、工作物（電話線路）を追加提供。
平成11年7月15日	育児所等として、建物約2,300㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成12年7月11日	囲障等として、工作物（囲障等（遮音壁））を追加提供（SACO合意事案の実施）。
平成14年2月7日	隊舎として、建物約12,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成14年4月30日	隊舎として、建物約6,900㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成14年12月12日	診療所等として、建物約25,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成15年2月10日	隊舎等として、建物約28,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成15年5月30日	航空管制施設として、土地約20㎡、建物約6㎡と工作物（水道等）を追加提供（2-4-(b)提供：使用期間平成15年5月31日から6月2日まで）
平成15年8月28日	教育施設等として、建物約9,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成15年12月31日	県道74号線拡幅用地約54,000㎡を返還
平成16年8月26日	消防署等として、建物約6,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成16年11月4日	工場等として、建物約890㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成17年3月31日	ニライ消防本部庁舎用地約6,766㎡を返還。
平成17年6月30日	SACO最終報告の騒音軽減イニシアティブの実施の項に盛り込まれている、海軍航空機の運用の移転に関して、現有洗機施設を同飛行場内の空軍大型機駐機場（L-11）地区へ移転・整備することが、日米合同委員会で合意された。
平成17年11月10日	宿泊施設等として、建物約18,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成18年2月3日	管理棟等として、建物約10,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成17年10月29日	日米安全保障協議委員会（「2+2」）で、「訓練活動の影響を軽減するとの目標を念頭に、嘉手納飛行場を始めとして、三沢飛行場や岩国飛行場といった米軍航空施設から他の軍用施設への訓練の分散を拡大することに改めて注意が払われる。」ことが合意された。（「日米同盟：未来のための変革と再編」）
平成18年5月1日	日米安全保障協議委員会（「2+2」）で、「当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。」ことが合意された。（再編実施のための日米のロードマップ）。
平成18年5月15日	管理棟等として、建物約840㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成18年10月2日	米軍のパトリオット・ミサイル（PAC-3）が搬入された。

平成18年11月30日	パトリオット・ミサイル（PAC-3）配備に伴う部隊任務開始式が行われた（米国陸軍第1防空砲兵連隊第1大隊、テキサス州フォート・ブリスから移駐）。
平成18年12月	配備された米軍のパトリオット・ミサイル（PAC-3）の一部運用が開始された。
平成19年1月11日	米空軍は2月10日より、F-22戦闘機12機を、嘉手納飛行場に暫定的に展開することが、外務省により公表された。
平成19年2月19日	F-22戦闘機12機が、21日にかけて嘉手納飛行場に到着した。
平成19年3月5日	日米安全保障協議委員会（「2+2」）で合意された訓練移転が、初めて築城基地で実施された。
平成19年3月29日	管理棟等として、建物約2,700㎡と工作物（境界柵）を追加提供。
平成19年4月26日	送油管として、工作物（送油管）を追加提供。
平成19年5月10日	嘉手納飛行場に暫定展開していたF-22戦闘機12機が、米本国に帰還した。
平成19年9月27日	家族住宅等として、建物約17,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成19年9月30日	道路用地約16,100㎡を返還。
平成19年10月31日	排水路として、工作物（排水路）を追加提供。
平成19年11月2日	米本国で11月2日に発生したF-15戦闘機の墜落事故を受け、嘉手納飛行場所属のすべてのF-15戦闘機が、実戦任務以外のすべての飛行を一時的に停止。
平成19年11月26日	F-15戦闘機の飛行が再開されたが、11月28日、事故調査で新たな情報が判明したため、再度飛行が停止された。（平20.1.14飛行再開）
平成20年9月30日	学校等として、建物約25,632㎡を追加提供。
平成21年2月10日	平成8年12月のSAC0最終報告の「騒音軽減イニシアティブ」の実施に基づく、海軍航空機運用の移転について、「嘉手納飛行場の海軍駐機場等を主要滑走路の反対側に移転すること」が日米合同委員会で合意された。
平成21年11月13日	工場として、建物約2,100㎡を追加提供。
平成22年3月30日	事務室等として、国土交通省大阪航空局那覇空港事務所の一部、建物約70㎡と通信装置等を追加提供
平成22年11月9日	管理棟として、建物約12,000㎡、工作物（門等）を追加提供。

ウ 周辺状況等

（ア）地域との関わり

嘉手納町の面積は15.04平方キロメートル、平成22年10月1日現在の人口は13,827人である。同町には、嘉手納弾薬庫地区の他に嘉手納飛行場、陸軍貯油施設があり、町面積に占める米軍基地の割合は82.5パーセントにのぼる。

沖縄市の面積は49.00平方キロメートル、平成22年10月1日現在の人口は130,249人である。同市には、嘉手納飛行場の他に、キャンプ・シールズ、嘉手納弾薬庫地区、キャンプ瑞慶覧、泡瀬通信施設、陸軍貯油施設があり、市面積に占める米軍基地の割合は、34.5パーセントである。このほか、陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場と陸上自衛隊沖縄訓練場もあるため、市面積に占める防衛施設の割合は、35.9パーセントになる。

北谷町の面積は13.78平方キロメートル、平成22年10月1日現在の人口は27,264人である。同町には、嘉手納飛行場のほかに、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、陸軍貯油施設があり、町面積に占める米軍基地の割合は、52.9パーセントである。

那覇市については、詳しくは那覇港湾施設の項を参照。

県は、国際性豊かな人材育成を図るため、昭和61年2月の第11回三者協において、県民が基地内大学へ就学できるよう方途を講ずるよう提案した。その結果、昭和62年から毎年県民が就学できるようになった。米軍施設・区域内大学就学者募集事業については、(財)沖縄県国際交流・人材育成財団が行っており、平成24年度は同制度を50名が利用している。

（イ）施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

a 航空機事故

嘉手納飛行場では、復帰前に死傷者を出し、校舎、住宅等に多大な損害を与える大型航空機の墜落事故が相次いで発生していたが、復帰後も同飛行場に所属する航空機の墜落事故が、同飛行場内及び沖縄本島周辺において17件も発生している。

また、墜落事故以外にも、同飛行場の所属機や同飛行場に飛来している航空機等による物品等落下事故、着陸失敗、緊急着陸、空中接触等の事故が多発しており、住民に不安を与えている。

幸い、住民を巻き込んだ惨事には至っていないものの、飛行場周辺及び飛行コース下の住民は、常に航空機事故の危険にさらされており、航空機の整備点検、周辺住民の安全を最優先したパイロットの安全教育、住宅地域等市街地上空における飛行の中止及び飛行制限等、徹底した安全対策が求められている。

県としては、これまで再三にわたり航空機関連事故等の未然防止と安全管理の徹底について、日米両国の関係機関に申し入れてきたところであるが、航空機事故は後を絶たない状況が続いている。

＜嘉手納飛行場所属機の復帰後の墜落事故＞

- 昭和49年9月30日 C-130輸送機が嘉手納飛行場内に墜落。乗員2人負傷。
- 昭和50年6月2日 F-4ファントム機が夜間訓練中に伊江村真謝の海上3マイル沖に墜落。乗員2人行方不明。
- 昭和52年11月1日 F-4ファントム機が伊江島沖で墜落。乗員2人行方不明。
- 昭和53年5月18日 F-4ファントム機が、キャンプ・ハンセン内の沖縄自動車道西方200mの山中に墜落。
- 昭和57年4月6日 F-15イーグル戦闘機が、空対空戦闘訓練中に粟国島沖海上に墜落。
- 昭和57年10月22日 F-4ファントム機が、沖縄の東南東65マイルの海上に墜落。
- 昭和57年12月29日 F-15イーグル戦闘機2機が、ホテル・ホテル空域で空中戦闘訓練中に本島の北東145kmの海上に墜落。1人死亡。
- 昭和61年6月9日 F-15イーグル戦闘機が、通常訓練中に沖縄の北東約220kmの海上に墜落。
- 昭和62年5月19日 F-15イーグル戦闘機が、空対空訓練中に本島の東約112kmの海上に墜落。
- 昭和62年11月2日 RF-4Cファントム機が、通常訓練中に沖縄の東北東約60マイルの海上に墜落。
- 平成元年3月14日 HH-3ヘリコプターが、訓練中に伊江島南方18kmの海上に墜落。乗員3人死亡。
- 平成元年4月21日 SR-71戦略偵察機が、離陸後にエンジン故障により南シナ海に墜落。
- 平成6年4月4日 F-15C戦闘機が、嘉手納弾薬庫地区内の黙認耕作地に墜落。
- 平成7年10月18日 F-15C戦闘機が、嘉手納基地の南方約65マイルの海上に墜落。
- 平成14年8月21日 F-15C戦闘機が、嘉手納基地の南方約60マイルの海上に墜落。
- 平成18年1月17日 F-15戦闘機が、嘉手納基地の北東約55マイルの海上に墜落。
- 平成20年10月24日 嘉手納飛行場のエアロクラブ所属のセスナ機が、名護市真喜屋の畑地に墜落。

b PCB漏出事故

平成4年1月31日、太平洋軍備撤廃運動という市民団体が、入手した米下院軍事委員会環境回復審議会の太平洋基地視察報告書（レイ報告書、91年4月作成）の内容を公表した。レイ報告書は、嘉手納基地内の1箇所がPCBに汚染されていたと指摘していた。

同年2月14日、嘉手納基地報道部はこの事実を認め、1987年以来、日本製474基、米国製1,647基の変圧器を試験し、PCBの除去作業をしていたこと、含まれていたPCBと汚染土壌は米国に搬送したこと、変圧器2基と汚染土壌のPCB除去作業を実施していること、除去作業は平成4年春いっぱいかかる見込みであること、経費は40万ドル使ったことを明らかにした。

同年2月27日、日米合同委員会は、在日米軍基地のPCB問題について環境分科委員会で協議することに合意、席上、米側は、嘉手納飛行場でのPCB漏出事故は地下水汚染をもたらしていないと説明した。

嘉手納飛行場でのPCB除去作業は、同年6月24日に完了している。

なお、沖縄県が平成3年までに実施した基地周辺の水質分析では、PCBは検出されていない。

また、平成4年6月から11月までにかけて実施した基地従業員の特別健康診断の結果でも、全員異常はなかった。

c 油流出事故

嘉手納飛行場周辺では、復帰前に、周辺地域への油流出事故がたびたび発生していたが、復帰後も昭和50年代には油流出事故が続発して、周辺住民に不安を与えていた。

そのため、嘉手納空軍は昭和60年に環境企画課を設置し、油水分離槽の設置に努めている。その結果、以後の汚染事故はかなり減少した。

＜嘉手納飛行場周辺で発生した油流出事故＞

- 昭和50年9月9日 嘉手納町屋良の排水溝に約10ガロンの燃料が流出。
- 昭和51年2月1日 嘉手納町屋良の小学校東側側溝に約30ガロンの燃料が流出。比謝川に流れ込む。
- 昭和51年3月2日 嘉手納町屋良で推定25ガロンの燃料が流出。比謝川に流れ込む。

昭和51年5月21日	嘉手納町兼久の工場南側側溝に約5ガロンのディーゼル油が流出。
昭和52年7月27日	嘉手納町屋良の小学校東側側溝に油が流出。
昭和55年2月27日	嘉手納町水釜・兼久の排水溝に60～100ガロンの燃料が流出。
昭和56年3月16日	嘉手納町水釜・兼久の排水溝に油が流出。
昭和57年11月12日	嘉手納町屋良の幼稚園東側排水溝にジェット燃料が流出。
昭和57年11月15日	嘉手納町屋良の小学校東側排水溝にディーゼル燃料が流出。
昭和59年1月12日	嘉手納町屋良の小学校東側排水溝に油混じりの洗浄水が流出。
昭和59年1月22日	嘉手納町屋良の小学校東側排水溝に白濁油臭のする汚染が流出。
平成6年2月23日	嘉手納飛行場内の消火施設から燃料が流出。
平成9年1月24日	嘉手納基地の第3ゲート付近から、約1,520リットルのディーゼル燃料が流出。
平成14年9月6日	台風通過後の点検中、嘉手納飛行場第4ゲート付近の燃料タンクに入っていたディーゼルオイル396ガロンが漏れていることが判明。
平成19年6月1日	5月25日から28日にかけて、航空機燃料約4,000ガロン(約15,000リットル)が流出したことが判明。
平成22年9月27日	嘉手納飛行場の貯油地区でジェット燃料780ガロン(約2,953リットル)が流出。

d その他の事故

平成14年9月20日午後0時から0時15分の間、嘉手納町にある兼久海浜公園からシグナルフレアと呼ばれる、直径1センチメートル、長さ2センチメートルの信号弾6個が発見された。シグナルフレアは、嘉手納マリーナから発射されたものであり、嘉手納マリーナでの救難訓練に使用されていた。この事故を受け、在沖米軍は、嘉手納マリーナでの信号弾使用を禁止した。

平成22年3月23日(火)13時30分頃、嘉手納飛行場の滑走路地区でKC-130空中給油機(普天間からの一時移駐)の翼端とKC-135空中給油機(嘉手納所属)の尾部の給油口が接触し、給油口から約35ガロン(約132リットル)の燃料が誘導路上に漏れた。

(ウ) 嘉手納飛行場周辺の航空機騒音

嘉手納飛行場には、F-15C戦闘機やKC-135Rストラトタンカー空中給油機等の常駐機に加え、空母艦載機や国内外から飛来する航空機によって、タッチ・アンド・ゴーなどの飛行訓練や、低空飛行、住宅地域に近い駐機場でのエンジンの試運転が絶え間なく行われているため、騒音は激しく、正常な日常生活はもとより、疲労の過重、聴力の異常、授業の中断等、周辺住民に看過できないほどの甚大な被害を与えている。

また、通常の訓練のほか、臨時的に行われるOR I演習(運用即応観察)や定期的に行われるローリー演習(現地運用態勢訓練)などの演習期間中の騒音は一段と激しく、同飛行場の周辺住民は、激しい騒音禍に悩まされている。

国は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましいとされる航空機騒音に係る基準を、昭和48年12月に設定した。嘉手納飛行場は第1種空港相当とされ、10年を超える期間内に可及的速やかに、地域類型に応じて70又は75WECPNL以下の環境基準の達成を図るとされている。

県は、これまで知事が直接訪米したり、また三者連絡協議会や渉外関係主要都道府県知事連絡協議会の場などを通して、日米両政府に対し、嘉手納飛行場周辺の航空機騒音の軽減を働きかけてきた。そして、県と沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会及び関係市町村により、平成7年9月、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の軽減措置について取りまとめ、日米両国の関係機関に要請した。

その結果、平成8年3月28日の日米合同委員会において、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が合意された。また、同年12月のSACO最終報告では、騒音軽減イニシアティブの実施として、海軍航空機の海軍駐機場から滑走路の反対側への移転、嘉手納飛行場の北側への遮音壁の建設が合意されるなど、航空機騒音の軽減措置について一定の前進が見られた。

その後、平成10年2月26日の日米合同委員会において、長さ2.3キロメートル、高さ5メートルのコンクリート製遮音壁を日本側の負担で建設されることが合意され、平成11年12月に完成、平成12年7月に提供された(遮音壁のほか、植栽約5,000本含む)。

しかしながら、県と関係市町村が共同で実施している嘉手納飛行場周辺の平成23年度航空機騒音測定結果によると、同飛行場周辺においては、15の測定局のうち8の測定局(53.3パーセント)で環境基準値を上回っており、依然として周辺住民の生活環境等への悪影響が憂慮される状況にある。

また、昭和57年と平成12年の二度にわたり、嘉手納飛行場周辺の住民が国を相手に嘉手納爆音訴訟を提起し、いずれも過去の爆音被害に対し補償を行うこととの判決が出た。平成23年4月には、いわ

ゆる第3次嘉手納爆音訴訟が提起され、現在係争中である。（詳細は、航空機騒音の項を参照）

＜嘉手納飛行場で実施された航空機騒音の軽減措置＞

昭和49年10月	F-4ファントム用消音装置を設置。
昭和52年7月	F-4ファントム用消音装置を増設。
昭和53年12月28日	防衛施設庁が防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、嘉手納飛行場周辺の騒音区域を告示。
昭和56年7月18日	防衛施設庁が住宅防音工事対象区域の第1種区域を80WECPNL以上に追加指定。
昭和56年11月27日	機体用消音装置（鉄骨、鉄筋コンクリートづくり3,000㎡）とエンジン用消音装置（鉄筋コンクリートづくり400㎡）が完成。
昭和58年3月10日	防衛施設庁が住宅防音工事対象区域の第1種区域を75WECPNL以上に追加指定。
昭和60年	戦術空軍用ハッシュハウス ^{*1} を設置。
昭和61年	戦術空軍用ハッシュハウス1基を設置。
平成元年	戦術空軍用ハッシュハウス1基を設置。
平成2年	フォーベイ・テストセル ^{*2} 1棟を設置。
平成3年	記録機能付き騒音測定装置を設置。
平成3年	KC-135空中給油機の低騒音型エンジンの切り替えが完了。
平成4年7月	ジェット戦闘機の活動を基地中央部へ移動。
平成8年3月28日	日米合同委員会において、嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置 ^{*3} を合意。
平成8年12月16日	海軍駐機場に配置されていたMC-130特殊作戦機10機が約2,500m離れた滑走路北西側に移動。
平成10年2月26日	日米合同委員会において、長さ2.3km、高さ5mのコンクリート製遮音壁を日本側の負担で建設することを合意（SACO合意事案）。
平成11年12月27日	長さ2.3km、高さ5mのコンクリート製遮音壁完成。

(エ) 嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練の実施

復帰後、読谷補助飛行場において実施されていたパラシュート降下訓練は、平成8年12月のSACO最終報告において、伊江島補助飛行場へ移転されることが合意され、平成11年3月に伊江村がパラシュート降下訓練の受け入れを正式に表明した。

平成8年7月19日以降、読谷補助飛行場でのパラシュート降下訓練は実施されていないが、平成10年5月及び平成11年4月に、米軍は嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を実施した。

また、米軍は、平成19年1月26日及び10月19日に、悪天候のため伊江島補助飛行場で十分な訓練を行うことができていないとして、嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を実施したため、県をはじめ地元自治体等が抗議決議を行う等、県民から強い反対の声が上がった。

エ 返還計画・跡利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡利用計画

これまでに返還された土地は、ゴミ処理場、行政センター、道路用地等に利用されている。

a 沖縄市

沖縄市においては、現在のところ、同飛行場返還後の跡地利用計画の策定には至っていないが、国・県による積極的かつ計画的な返還を促進するとともに、基地内施設の共用に向けた取り組みを進める。また、駐留軍用地の跡地については、良好な生活環境の確保、産業の振興、自然環境の保全・再生など、国・県の責任に基づき、関係機関との連携による、地域特性を踏まえた跡地利用の検討をすすめることを第4次沖縄市総合計画において位置づけている。

b 嘉手納町

嘉手納町は、マリンタウンプロジェクト事業を推進するため、平成2年に沖縄県軍用地転用促進

*1：格納庫規模の防音装置付きエンジン調整場のこと

*2：取り外したエンジン4基に同時作業可能な防音装置付きエンジン調整場のこと

*3：第3章第2節環境問題1航空機騒音（52頁）にて詳細説明

・基地問題協議会を通して、嘉手納マリーナ地区（175,400㎡、うち水域部分73,400㎡）の返還を要求してきた。

その後嘉手納町は、平成9年、従来の基地行政のスタンスを「基地の整理縮小」から「基地の全面返還」へと方針転換、基地被害の町からの脱却と地域経済活性化の起爆剤となりえる地域として、従来の嘉手納マリーナ地区に加え、さらに屋良地域に至る約1.5平方キロメートルの即時返還を要求している。

しかし、米軍は、嘉手納町の玄関とも言える嘉手納マリーナ地区（102,000㎡、うち水域部分37,000㎡）については、高層建物による航空機活動への支障、騒音被害の新たな拡大等の支障を挙げ、難色を示している。

c 北谷町

北谷町においては、公共施設（ゲートボール場・駐車場）の整備改善と宅地の利用促進及び区域間の交通アクセスの利便性を増進するため、昭和61年に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通して、嘉手納飛行場南端（24,000㎡）の返還を要望した。その後、平成2年6月の日米合同委員会で、返還に向けて調整・手続きを進めることが確認され、平成8年1月31日に返還が実現した。

(5) FAC6077 鳥島射爆撃場 (Tori Shima Range)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：久米島町 (字宇江城、字仲村渠)

(イ) 面積：41千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
久米島町	—	—	41	—	41

(ウ) 地主数：1人

(エ) 年間賃借料：2百万円

(オ) 主要建物及び工作物

- 建物：—
- 工作物：射場

(カ) 基地従業員：—

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

- 管理部隊名：第18航空団第18運用群
- 使用部隊名：空軍、海軍、海兵隊

(イ) 使用主目的及び使用条件 (5.15メモ等より)

- 使用主目的：空対地射爆撃場
- 使用条件：

a 使用時間

水域及び空域は、06:00時から24:00時まで継続的に使用する。

b 用途

2,000ポンドを超えないすべての航空機用の在来型弾薬を使用して行う空対地射爆撃場。夜間においては、照明弾の投下、航空機用の訓練弾の投射及び写真撮影用閃光筒の投下のために使用される。爆発物処理が実施される。

c 通告の方法

合衆国当局は、本射爆撃場を使用する予定がない場合には、その3日前までに防衛省へ通告する。

e 制限の内容

水域内は、合衆国軍隊の使用期間中その他排他的使用のため制限される。漁業のため、特に餌釣魚の最盛期において、現地で調整を行うことができる。

(ウ) 施設の現状及び任務

鳥島は久米島の北方約28キロメートルに位置し、島全体が演習場となっている。また、航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地内一部 (建物) が地位協定第2条第4項 (b) により、共同使用されている。

同施設での演習は、午前6時から午後2時までほとんど毎日行われている。演習の主な内容は、空対地射爆撃訓練である。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a) : なし

b 地位協定第2条第4項(b) : 米軍による一時使用

○航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地内の建物部分

提供目的 : 管制施設

提供面積 : 約2,000m² (基地の施設及び管理地域、レーダー地区、ヘリポート等の一部)

提供年月日 : 昭和57年9月17日

使用期間 : 年4週間

(オ) 沿革

昭和20年 米軍の軍事占領の継続として使用開始 (旧琉球射爆撃場)。

昭和26年10月17日 射爆撃場として使用。

昭和47年5月15日 琉球射爆撃場が鳥島射爆撃場として提供施設・区域となる。

昭和50年9月19日 管制施設として建物約3,100m² (航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地内) を追加提供 (2-4-(b) 提供)。

昭和53年6月30日 米軍が一時使用していた航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地内の花咲港部分800m² を返還。

昭和57年9月20日 管制施設として建物約430m² (航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地内施設) を追加提供 (2-4-(b) 提供、年4週間使用)。

昭和61年4月3日 使用条件に、追加提供建物の使用期間について新たに「昭和61年12月31日までの間の必要な一定の期間」を追加。

平成18年12月14日 航空自衛隊久米島分屯基地内の建物 (地位協定第2条4項(b) 適用) の一部約20m² を返還。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

鳥島射爆撃場の所在する久米島町の面積は63.50平方キロメートル、平成22年10月1日現在の人口は8,519人である。久米島町には、鳥島射爆撃場のほか久米島射爆撃場があり、町面積に占める米軍基地の割合は、0.1パーセントである。このほか、航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地と航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地仲泊宿舎があるため、防衛施設の占める割合は、0.4パーセントである。

鳥島周辺海域はすぐれた漁場であることから、漁業者が盛漁期間中、区域を最大限に利用できるような現段階で使用の調整を行うことが認められている。

また、周辺漁場への影響を軽減するために、実弾演習から模擬弾演習に切り替えるよう地元漁協からの要請が行われた経緯があるが、未だ実現されていない。

地元漁協等は平成18年8月、国に対し同射爆撃場の返還を要請している。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

昭和62年7月27日、同施設・区域周辺 (鳥島北方) を航行中のマレーシア船籍貨物船ポメックス・サガ号が、夜間訓練中の米海軍機F A-18戦闘攻撃機の投下した模擬弾MLC-76を被弾、操舵室にいた甲板員が重傷を負う事故が発生した。

平成7年9月1日、嘉手納基地を発進した岩国基地第542海兵航空攻撃中隊所属のAV-8Bハリアー戦闘機1機が、空対地模擬爆撃訓練中、鳥島付近に墜落した。

平成17年5月17日、第18航空団所属のHH-60ヘリコプターが、鳥島射爆撃場での訓練終了後、久米島町字宇江城の農道に不時着する事故が発生した。

平成20年4月9日、鳥島射爆撃場の訓練水域外において、海兵隊所属のハリアー攻撃機から500ポンド爆弾2発が誤投下された。

(ウ) 劣化ウラン含有徹甲焼夷弾の誤射

平成9年2月10日、平成7年12月から翌年1月にかけて3回にわたり、鳥島射爆撃場において訓練中の海兵隊AV-8Bハリアー機が、合計1,520発の劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾を誤って使用し発射した事実が判明した。(詳しくは68ページ「第3章 基地から派生する諸問題 第2節環境問題 5劣化ウラン弾誤使用事件」を参照)

エ 返還計画・跡利用計画

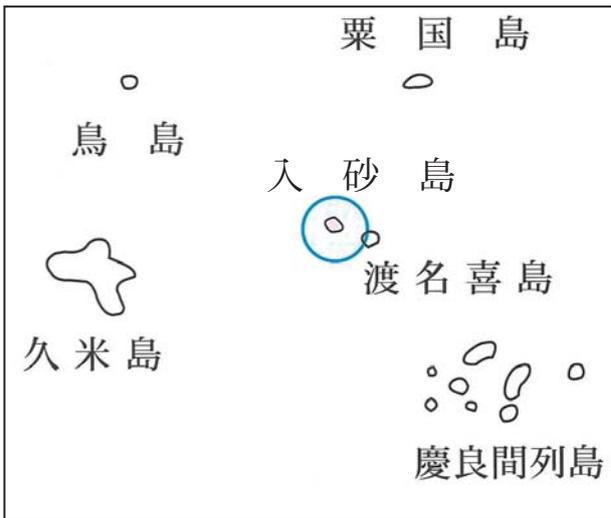
(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡利用計画

策定されていない。

(6) FAC6078 出砂島射爆撃場 (Idesuna Jima Range)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：渡名喜村 (字入砂^{いりすな})
- (イ) 面積：245千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
渡名喜村	—	—	245	—	245

- (ウ) 地主数：1人
- (エ) 年間賃借料：1千4百万円
- (オ) 主要建物及び工作物
 - 建物：—
 - 工作物：—
- (カ) 基地従業員：—

イ 使用状況

- (ア) 米軍部隊名
 - 管理部隊名：第18航空団第18運用群
 - 使用部隊名：空軍、海軍、海兵隊
- (イ) 使用主目的及び使用条件 (5.15メモ等より)
 - 使用主目的：空対地射爆撃場
 - 使用条件：
 - a 使用時間

水域及び空域について、月曜日から土曜日まで06:00時から23:00時まで。
 - b 用途

すべての在来型訓練弾、照明弾及び写真撮影用閃光を使用して行う空対地射爆撃。夜間においては、照明弾の投下、航空機用の訓練弾の投射及び写真撮影用閃光筒の投下のために使用される。
 - c 通告の方法

合衆国当局は、本射爆撃場を使用する予定がない場合には、その3日前までに防衛施設庁へ通告する。
 - d 制限の内容

水域内は、特定された使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。地元住民は、漁業、海産物の採取及びスクラップ金属の回収のため、日曜日及び現地の調整で相互に合意されるその他の日時に本射爆撃場へ出入することを許される。
- (ウ) 施設の現状及び任務

那覇の西北約55キロメートルに位置する渡名喜島から更に約4キロメートル西方にある入砂島 (無人島) は、島全体が射爆撃場となっており、米空軍、海軍、海兵隊の戦闘機やヘリによる小型爆弾投

下訓練、機銃射撃訓練、照明弾投下訓練等の空対地射爆撃訓練が行われている。

この射爆撃場での演習は夜間（使用時間 午前6時～午後11時）にまで及び、照明弾を投下して訓練が実施されており、同施設は特定防衛施設に指定されている。

また、昭和50年11月6日から航空自衛隊も同射爆撃場を使用しており、標的投下及び回収訓練を実施している。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○航空自衛隊	標的投下等用地	245千㎡	昭50.11.6

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

昭和20年	米軍の軍事占領の継続として使用開始。
昭和29年10月27日	射爆撃場として設定される。
昭和47年5月15日	出砂島射爆撃場として提供施設・区域となる。
昭和50年11月6日	航空自衛隊標的投下及び回収訓練のため共同使用を開始。
昭和54年9月7日	渡名喜港に出入りする旅客定期船の運行に関し、提供水域の制限内容を追加。
昭和56年6月4日	渡名喜村及び沖縄総合事務局から、訓練水域が渡名喜島への船舶の航路にかかるため、同航路を訓練水域から外して欲しい旨、安全の確保につき要請があった件について、日米合同委員会において、現地定期旅客船による同水域の一部航行が認められた。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

出砂島射爆撃場の所在する渡名喜村の面積は3.84平方キロメートル、平成22年10月1日現在の人口は452人であり、村面積に占める米軍基地の割合は、6.4パーセントである。

演習は月曜日から土曜日まで行われることとなっており、日曜日には地元住民の施設内の立ち入りが認められている。渡名喜村では、毎年2～4月の大潮前後の干潮時に訓練水域のリーフにおいて、米軍の許可を得てアオサ採取を行っていたが、平成18年以降申請はない。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

昭和53年2月7日	第7艦隊空母ミッドウェイ艦載機が、夜間訓練中に投下した夜間照明弾が渡名喜村内の民家の庭先に落下。
平成6年11月13日	海兵隊が、出砂島射爆撃場水域で、指定期日外に演習を実施。
平成7年4月11日	渡名喜村の民家に、演習中の普天間基地所属のKC-130輸送機から照明弾用のパラシュートが落下。
平成24年9月6日	訓練区域外の渡名喜村北側リーフ内に海兵隊の航空機から落下した不活性模擬爆弾が発見された。

エ 返還計画・跡利用計画

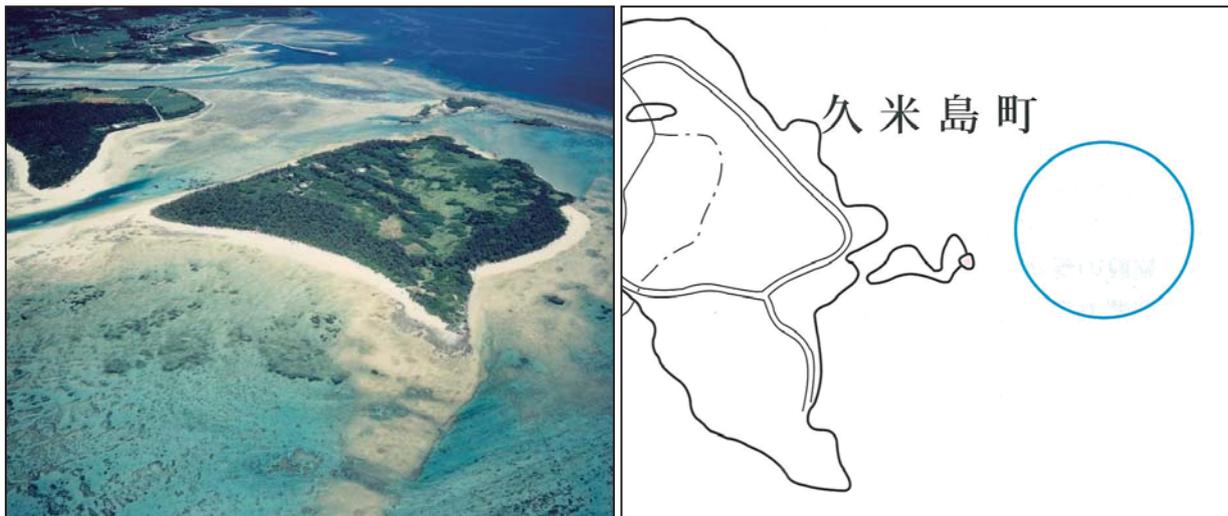
(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡利用計画

策定されていない。

(7) FAC6080 久米島射爆撃場 (Kume Jima Range)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：久米島町 (字奥武^{おう})
- (イ) 面積：2千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
久米島町	—	—	2	—	2

- (ウ) 地主数：1人
- (エ) 年間賃借料：—
- (オ) 主要建物及び工作物
 - 建物：—
 - 工作物：射場
- (カ) 基地従業員：—

イ 使用状況

- (ア) 米軍部隊名
 - 管理部隊名：第18航空団第18運用群
 - 使用部隊名：空軍、海軍、海兵隊
- (イ) 使用主目的及び使用条件 (5.15メモ等より)
 - 使用主目的：空対地射爆撃場
 - 使用条件：

a 使用時間

水域及び空域について、月曜日から土曜日まで06:00時から23:00時まで。

b 用途

空対地を想定した計器飛行で、実弾及び不活性弾の使用は認められない。

c 制限の内容

水域内においては、日本国政府は、建設及び標的を遮るおそれのあるいかなる種類の活動も許可しない。使用期間中は、いかなる漁業も許されない。ただし、航行は常時認められる。

(ウ) 施設の現状及び任務

同施設では、現在航空機が地上目標に向かって降下して実際の射撃は行わないで上昇していく空対地模擬計器飛行訓練が行われている。日曜日を除き、連日のように訓練が実施されている。

この施設は、昭和53年3月10日付で「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第9条に基づく特定防衛施設に指定された。

(エ) 共同使用の状況

- a 地位協定第2条第4項 (a) : なし
- b 地位協定第2条第4項 (b) : なし

(オ) 沿革

- 昭和37年9月14日 米軍が使用開始。
- 昭和47年5月15日 提供施設・区域となる。
- 昭和53年2月27日 施設管理権が海軍から空軍に移管。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

久米島射爆撃場は、久米島町真泊より御願岬に通じるリーフ約12キロメートルの中間に位置し、わずかな樹木があるほかは砂浜である。地元久米島町、町議会及び漁業関係者から返還要請がある。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

久米島射爆撃場に起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

エ 返還計画・跡利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡利用計画

策定されていない。